

建築物省エネ法(非住宅)技術的審査料金表

【BELS・法第 35 条・41 条共通】

2024/4/1 施行

(株)高良 GUT

【モデル建物法】

(税込 単位:円)

延べ面積 (㎡)	用途分類(別表による)		
	用途①	用途②	用途③
300 ㎡未満	165,000	55,000	121,000
300 ㎡以上～1,000 ㎡未満	231,000	66,000	165,000
1,000 ㎡以上～ 2,000 ㎡未満	275,000	66,000	209,000

【標準入力法】

(税込 単位:円)

延べ面積 (㎡)	用途分類(別表による)		
	用途①	用途②	用途③
300 ㎡未満	308,000	88,000	176,000
300 ㎡以上～1,000 ㎡未満	418,000	99,000	319,000
1,000 ㎡以上～ 2,000 ㎡未満	517,000	99,000	429,000

1.表中の延べ面積については、下記の①～③を基本とします。

①建築基準法の規定による延べ面積による。

②住宅部分を含む複合建築物の場合は、非住宅部分の面積による。

③非評価対象室を含む場合は、非評価対象室を除いた面積による。

2.表中の用途①、用途②、用途③の適用については(別表)によります。

3.複数の用途を有する場合は、用途①>用途③>用途②の順で料金を優先します。

4.建築物エネルギー消費性能確保計画の提出と同時に BELS や法第 35 条・41 条の申請があった場合は、面積・用途に関わらず一律 11,000 円(税込)といたします。

5.建築物エネルギー消費性能確保計画の適合証の交付後に BELS や法第 35 条・41 条の申請があった場合は、上表の料金の 50%の額とします。

<変更に係る料金>

1. 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更と同時に BELS や法第 35 条・41 条に係る変更申請があった場合は、面積・用途に関わらず一律に 11,000 円(税込)とします。

2. 1.以外の場合は、上表の 50%の料金といたします。

<その他の料金>

適合証を再発行する場合の交付手数料は、一通につき 5,500 円(税込)とします。

(別表) 用途区分表

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
用途①	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190
	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192
	児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。)	08210
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240
	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
展示場	08560	
ダンスホール	08590	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	
用途②	(公衆電話所)	08280
	(公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家)	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場(自動車修理工場を除く。)	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	(畜舎)	08420
	(堆肥舎)又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	(自動車車庫)	08490
	(自転車駐車場)	08500

用途②	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
用途③	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220
	巡査派出所	08270
	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08440
	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	08450
	食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456	

	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	08650
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舍	08040
	下宿	08050
	建築物全体が、用途②の( )内の用途の場合	